

ID: 19

担当部署: 総務課

処分の概要	使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町行政財産使用料徴収条例 第5条ただし書		
例 規 番 号	平成10年 条例第6号		
<p>【根拠条文】 (使用料の還付) 第五条 既に納めた使用料は還付しない。ただし、使用者の責めに帰さない理由により使用の許可を取り消された場合は、土地については、当該取消しの日の属する月の翌月以後の残月数に対応する分を、建物については、当該取消しの日の翌日以後の残日数に対応する分を還付する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日